

家庭用浄化槽の改築に関する補助金制度が始まります

問申 建設課 上下水道係 ☎ 85-8435

今年度より合併処理浄化槽の改築に関する補助金制度が始まります。昨年度までの修理に関する補助金制度は廃止になり、新たに改築に関する補助金制度となります。補助限度額や申請期間、補助金交付までの流れが昨年度までの修理に関する補助金制度とは異なりますのでご注意ください。また、改築に関する補助については、部品等が壊れてしまった後の改築だけではなく、合併処理浄化槽の長寿命化計画に該当するうえで、浄化槽本体を長持ちさせるため壊れる前に部品等を改築する予防保全的改築にも補助が出ますので、気になる方はご相談ください。

▽内容

対象区域	公共下水道の未整備区域（公共下水道の整備区域については建設課で確認できます）	
対象者	①浄化槽法第4条第1項に規定する構造基準に適合する10人槽以下の合併処理浄化槽を設置されている方 ②町税等を滞納していない方 ③令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に法定（11条）検査（1回）、保守点検（6回）及び清掃（1回）を実施された方	
補助金額	改築箇所ごとに補助限度額と実修理額を比較し、小さい方の金額 ※改築箇所ごとの補助限度額は表1のとおりです	
申請期間	令和8年4月1日～令和9年3月10日まで	
必要な主な書類	補助金交付申請時	①基山町家庭用浄化槽改築事業補助金交付申請書 ②改築を行う予定箇所に係る見積書の写し ③浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し （補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検または清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類） ④清掃業者が発行した清掃記録の写し ⑤過去1年間に実施した保守点検簿、法定（11条）検査の結果の写し
	実績報告書提出時	①基山町家庭用浄化槽改築事業補助金実績報告書 ②改築に係る写真 ③改築について支払ったことを証明する書類（領収書等）の写し

▽表1 改築箇所ごとの補助限度額

人槽区分	改築箇所	補助限度額
5～10人槽	ブロワの交換	21,000円
	水中ポンプの交換	54,000円
	マンホール蓋（樹脂製）の交換	14,000円
	マンホール蓋（鉄製）の交換	60,000円
	躯体・仕切板の補修	61,000円
	担体（ろ材または接触材の受け・押さえを含む）の補充補修	34,000円

▽注意事項

- ・原則、合併処理浄化槽の改築を行う前に補助金の申請が必要となります。従前の修理に関する補助金交付申請の流れとは異なりますのでご注意ください。（緊急を要する改築等については、この限りではありません）
- ・この補助金は、公共下水道が整備されたときには対象外となります。

▽お願い

単独処理浄化槽を使用されている方は補助の対象となりません。家庭用浄化槽設置整備事業補助金制度を利用した合併処理浄化槽への転換のご検討をお願いします。

相続事務・遺言の御相談及びサポートの受付窓口

私たちが州都相続センターは、各種専門家と協力し、皆様をサポートいたします。



株式会社州都相続センター

フリーダイヤル 0120-388-822

〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目18番地6 HスクエアBLD

相続センター業務内容

- 相続の手続きに関するご相談
- 相続人調査・相続関係説明図の作成
- 預貯金や株式、不動産などの相続手続き
- 生前の遺言作成サポート
- 相続税対策のご相談、サポート
- ライフプラン・エンディングノートの作成及びサポート など

【営業時間】平日 8:30～17:30 秘密厳守

※事前にご面談日のご予約日程を調整させていただきます。

※遠方やお身体の不自由な方のために出張相談も承ります。

有料広告